平成２５年（フ）第３１９号
新潟市東区物見山３丁目１番５号　カーサベルポンテＡ101号、前住所新潟市東区猿ケ馬場２丁目６番１号
債務者　高橋　英樹（旧姓金藤）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２０号
新潟市江南区旭３丁目４番28号、前住所福島県郡山市湖南町福良字中町102番地
債務者　田代　晋介
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２４号
新潟市東区上木戸３丁目20番17号
債務者　橋本　義雄
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８６５号
名古屋市南区弥生町189番地　コーポやよい205号
債務者　村尾　伸一
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４４３号
名古屋市中川区万町1504番地　ファミールＤ201号、従前の住所名古屋市港区七番町２丁目16番地の10
債務者　今枝とみ子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５１１号
名古屋市守山区小幡南２丁目18番14号　榊原ビル502号
債務者　木村　圭吾
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２３号
奈良県大和郡山市小泉町3545番地５
債務者　池田　潤子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２８９号
大阪府松原市阿保２丁目31番地　101号
債務者　橋本　雅美
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３１８号
大阪府豊中市寺内１丁目11番13―106号
債務者　百木　　梢
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８３号
鳥取県鳥取市行徳３丁目152―２　コーポ中井201、住民票上の住所鳥取県鳥取市弥生町276番地２
債務者　吉村　信人
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６０号
鳥取県米子市西福原９丁目１番１―103号、前住所鳥取県米子市両三柳5000番地　Ａ―203号
債務者　國本奈緒美（旧姓角）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第５１０号
広島市中区舟入川口町10番28号
債務者　天池　ゆみ
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８０６号
広島県東広島市西条町田口204番地32　カサ・デ安芸201号
債務者　谷下　政治
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８３１号
広島市中区東平塚町４番12―801号
債務者　寺岡　公子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８３７号
広島県東広島市八本松東７丁目９番16―601号　サンヒルズＩＳＨＩＩ
債務者　中元　　潤
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２３号
山口県下関市新椋野３丁目３番Ｒ２―204号　市営新椋野住宅Ｒ２
債務者　竹内　信子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
山口県下関市稗田南町５番７号　アイ・ヴィス稗田南202号、前住所山口県下関市稗田町２番10号
債務者　古川　和範
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　山口地方裁判所下関支部破産係